

1 児童の引き渡しについて

(1) 校内活動中での引き渡し

学校での活動中に、震度5以上の地震が発生した場合は、保護者が引き取りに来るまで、学校に待機させる。

危険な状況が回避したのを確認した後、保護者の人に迎えにきてもらう。

(メール、防災無線、電話での連絡が出来ない状況も予想されるので)

※ ため池決壊の場合の引渡しも同様に行う。

(2) 校外活動中での引き渡し

※ 校外に出る場合は、あらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておく。

- ① 校外での引渡しが可能か、学校に戻ってからの引渡しにするかの判断をする。
(二次災害の危険の有無等)
- ② 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。

2 ため池決壊の場合の避難について

地震が発生したら、運動場に第一次避難を行う。その後、ため池に関する情報を収集した結果、校舎が安全だと判断した場合は、校舎4階へ避難する。

(6年：6年教室、5年：家庭科室、4年：外国語教室、3年：児童会室、
2・1年：活動室、幼稚園：音楽室)

校舎が破損して4階へ避難できない場合は、ため池からの水の流れとは別の方向に避難する。

※ 本校は、標高42.96mに位置しているため、津波の恐れはほとんどない。校区内にため池多数のため、ため池決壊による被害の可能性が高い。

3 登下校中の地震・ため池決壊に対する避難について

地震が発生した場合は、周囲の倒壊・落下が予想される場所(建物、電柱、塀、木等)から離れる。

自宅がため池決壊による流水の被害にあうおそれがある場合は、自宅へは帰らず、近くの高台等に避難する。

三豊市の防災無線の情報や周りの大人からの情報をもとに、判断して行動したり、周りの大人に助けを求めたりする。

電話やメール等の連絡手段が確保できた時点で、学校へ連絡する。